

八丈町農業委員会

第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成28年4月25日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成28年4月25日(月) 16:00~17:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	7	菊池 家司
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	〃	9	青木 保憲
〃	2	伊勢崎 武二	〃	10	浅沼 大二郎
〃	3	浅沼 實	〃	11	菊池 勝男
〃	4	浅沼 博之	〃	12	奥山 完己
〃	6	菊池 寛			

4. 農業委員欠席：1名、5番 菊池 國仁委員

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：なし

7. 会議録署名委員の指名：3番 浅沼 實委員、4番 浅沼 博之委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 議案第3号 平成28年度八丈町農業委員会活動目標の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 浅沼 清、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

11. 傍聴人：1名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第1回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが3番、4番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成28年4月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

- ・番号1・農地の所在、大字番地●●●・登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外・面積、724㎡・権利種別、3条有償移転
- ・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は経営規模縮小のため、農地を譲受人に売り渡す。
- ・譲受人、名前●●●● 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物、ロベレニー
- ・番号2・農地の所在、大字番地●●●・登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外・面積、604㎡・権利種別、3条有償移転
- ・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は高齢による経営規模縮小のため、農地を譲受人に売り渡す。
- ・譲受人、名前●●●● 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物、アシタバ

続いて議案第1号の2の資料に移ります。

- ・番号3・農地の所在、大字番地●●●・登記・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、4,180㎡・権利種別、3条有償移転
- ・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は高齢により自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。
- ・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受

人に売り渡す。

・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。

・譲受人、名前●●●● 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。

・作付予定作物、ロベレニー鉢物

続いて申請地の説明に移ります。番号1は議案第1号の1資料の2ページの位置図をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

3ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

続いて4ページの位置図をご覧ください。

【番号2 申請地説明】

5ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

続いて議案第1号の2の資料の2ページの位置図をご覧ください。

【番号3 申請地説明】

この申請地は平成27年12月の総会にて「八丈町農業振興地域整備計画に対する意見について」にて上程し審議を行い農用地に編入した農地になります。

3ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

最後に許可要件について説明します。

番号1の名前●●●●さんについては、現在職場●●●にて働いておりますが、今後、朝、仕事が始まる前、夕方、仕事が終わった後、仕事の合間、土日を利用しての農業計画が提出されており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

下限面積については、経営面積7.2アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、また部会の方の意見を聞きながら、調和した農業をやっていききたいということです。

番号2の名前●●●●さんについては60年以上農業を営んでおり、現在妻と2人でアシタバを中心に野菜類を栽培しておりますので、全部効率利用・常時従事については、問題ありません。

下限面積については、経営面積52.1アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話ししながら、調和した農業をやっていききたいということです。

番号3の名前●●●●さんについては、全部効率利用・常時従事については、認定農業者ですので問題ありません。

下限面積については、経営面積41.8アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話ししながら、調和した農業をやっていききたいというこ

とです。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号 1 について推進委員 3 番、補足説明をお願いします。

推進委員 3 番 農地の確認に行きましたところ適正であると思います。

議長 続いて番号 2.3 について推進委員 5 番、補足説明をお願いします。

推進委員 5 番 番号 2 については、農地の確認に行きましたところ問題ないと思います。
番号 3 についても、事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 続いて番号 1 について農業委員 4 番、補足説明をお願いします。

農業委員 4 番 事務局の説明どおり、譲受人は現在職場●●●で働いていますが、空いた時間に農業の手伝いなどを行っており、またこの農地は遊休化しはじめている場所でもございますので、ロベを植えて農業を始めるのは問題ないと思います。

議長 続いて番号 2.3 について農業委員 6 番、補足説明をお願いします。

農業委員 6 番 番号 2 の所有者は高齢により東京の病院に通っていることから自分で耕作するのが難しいとの事ですので遊休化しないように所有権移転は問題ないと思います。
番号 3 についても、所有者が高齢により自身で耕作できないとの事です。共有所有者は親子関係に当たり、耕作できる方に譲りたいとの希望ですので、譲受人の名前●●●は、この場所にラスハウスを整備する農業計画も出ている事から、問題ないかと思えます。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号は許可することに決しました。

議長 続いて、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

平成 28 年 4 月 25 日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

- ・番号 1 ・農地の所在、大字番地●●●・登記、山林・現況、畑
- ・農振区分、農振外・面積、8,118 m²
- ・農地の所在、大字番地●●●・登記、山林・現況、畑
- ・農振区分、農振外・面積、706 m²
- ・2筆合計で8,824 m²になります。
- ・内容、新規
 - ・利用権を設定する者、名前●●●●
 - ・利用権設定を受ける者、名前●●●●
 - ・利用目的、畑、鉢物
 - ・期間、平成28年5月1日からの5年間
 - ・年間賃借料、無償

続いて農地の場所を説明します。2ページの位置図をご覧ください

【番号1申請地説明】

3ページに農地図がございますので確認ください。

最後に確認事項ですが、名前●●●●さんについては、認定農業者ですので、全部効率利用、常時従事については問題ありません。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。推進委員5番、補足説明をお願いします。

推進委員5番 この場所は以前から大きく農地として利用されている場所でもありますので問題ないと思います。

議長 続いて農業委員6番、補足説明をお願いします。

農業委員6番 設定を受ける名前●●●●さんも後継者もあり、経営規模も大きく農業をやられている方ですので、問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号、については承認と決しました。

議長 続いて、議案第3号「平成28年度八丈町農業委員会活動目標の決定について」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第3号、平成28年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する
平成28年4月25日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、平成 28 年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。

次の 1 ページの平成 28 年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。

4 月 1 日の臨時総会にて担当委員を設置していただく時に、一度目標案を提示しておりますが、もう一度説明させていただきます。

平成 27 年 8 月 28 日に農業委員会法の一部改正が可決・成立し、制度発足以来の大改正となる新たな農業委員会制度が平成 28 年 4 月 1 日よりスタートすることになりました。

この新たな制度は、公選制や建議の廃止、農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられたものの、農地利用の最適化に重点を置き、その実現のために、農業委員会の新たな役割として関係行政機関等へ意見の提出を行い、関係行政機関はその意見を考慮することが規定されたほか、これまでの活動を引き続き推進する内容となっています。

これらを踏まえ、本年度の活動目標については、5 ページの 2 月に実施された農業者大会で決議された内容より、2 ページから 4 ページの平成 28 年度農業委員会活動推進要領から、農地の利用促進と担い手支援の 2 つを柱として昨年度に引き続き、作成しております。

平成 28 年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標 1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①農地パトロールの積極的な実施、②農地流動化の促進 主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標 2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認、②農協へ共撰共販体制改善への提案、③共撰共販の P R、主担当委員は共撰担当になります。

重点目標 3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力する。具体的な内容については、①八丈町農業担い手育成研修センターへの協力、②担い手との情報交換、③就農希望者の積極的な受入れ、主担当委員は担い手担当になります。

重点目標 4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行う。具体的な内容については、①座談会の開催及び内容等の検討、②関係行政機関等に対する意見の提出、主担当委員は座談会担当になります。②関係行政機関等に対する意見の提出は、改正法により建議が廃止され、新制度より行われるものになります。

重点目標 5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①農業委員会だよりの編集、②農業委員会ホームページの編集、主担当委員は農業委員会だよりの編集担当になります。

②農業委員会ホームページの編集におきましては、新制度により総会議事録等のインターネットを利用しての公表が義務づけられている事、農地利用最適化推進委員の新設により役割、活動等の情報提供が求められている事から農業委員会のホームページを作成し情報提供を行っていくことを目標案に上げさせていただきました。

重点目標 6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①先進地視察を実施し、各農家へ情報提供する、②新種苗の研究を各機関に要請・協力する、主担当委員は視察担当になります。

資料 2 ページからの推進要領の活動部分と合せて、重点目標番号に色を付けておりますので

合わせて確認願います。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 3 号、については決定いたします。